教育目標案の検討について

本検討会で、町田第三・山崎地区の新たな中学校の教育目標の策定時に活用できる素案の作成にあたって、関連する学校教育の目的や教育目標を定めた資料等は下記のとおりです。

1　町田市教育プラン24-28

教育目標
「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」

全ての市民一人ひとりが、学びを通して自らの生きがいを見つけ、他者への理解を深め、学び合うことで、自らが望む未来を創造することができる地域社会の構築を目指します。

2　町田市立中学校の教育目標

中学校学習指導要領の総則では、各学校の教育目標について下記のとおり定めています。町田市立中学校においても学習指導要領に基づいて、別紙資料7-2のとおり教育目標を定めています。

中学校学習指導要領 総則編　第2　教育課程の編成（抜粋）
1　各学校の教育目標と教育課程の編成
教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域ともに共有されるよう努めるものとする。

3　町田第三・山崎地区中学校の教育目標

（1）町田第三中学校

心身ともに健康で調和のとれた人格の完成を目指し、個性豊かな文化の創造者・民主的な社会の形成者 として、変化の激しい社会においても、人権を尊重し、主体的に課題解決を図ろうとし、世界の平和に貢 献できる生徒を育成するために、以下の教育目標を定める。
○ 自他の違いを尊重し、優しい人になろう。「豊かな心」
○ 誰にでも公平で、正しく判断できる人になろう。「人間関係形成力」
○ 進んで学び続け、楽しい学校と豊かな未来を創る人になろう。「課題解決力」
○ 日本の良き伝統を受け継ぎ、豊かな文化を創造する人になろう。「社会形成力」

（2）山崎中学校

以下の学校教育目標の実現を通して、これからの時代に求められる、たくましく豊かで「生きる力」を 身に付けた生徒の育成を目指す。
1　互いに認め、協力し合い、豊かな心を育てる。「人間関係形成力」
2　正しく考え、やりとげる強さを持つ。「問題解決力」
3　生命を尊重し、心と体を鍛える「実践力」

4　学校づくり意見募集「どんな大人に育って欲しいか」の回答結果

新たな学校づくり意見募集（報告書P157～P167）に「新たな中学校に通う生徒たちがどのような大人に育ってほしいですか？」という質問を設け、ご意見を伺いました。

「知」に関する回答数・・・119件（自主自立・責任感・問題解決力　など）
「徳」に関する回答数・・・143件（誠実・協調性・思いやり　など）
「体」に関する回答数・・・23件（元気・のびのび・たくましく　など）
「その他」回答数・・・82件（挨拶・礼儀・ポジティブ・社会貢献・地域への愛着　など）

５　今後の教育目標案検討の進め方

上記の内容を踏まえ、次回の第3回検討会（26年11月開催）では委員お一人おひとりから、「新たな中学校に通う生徒たちがどのような大人に育ってほしいか」を伺います。

なお、皆さまから頂戴した意見は報告書にまとめ、統合前年度の両校の校長が統合新設中学校の教育目標を決定する際の材料として活用いただきます。

【その他関係する法律】

１　教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第1条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第5条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

２　学校教育法（抜粋）

（義務教育の目標）

第21条　義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1　学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

2　学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

3　我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

4　家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

5　読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

6　生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

7　生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

8　健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

9　生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

10　職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

（児童の体験活動の充実）

第31条　小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。